

「感染予防がんばる宣言」 Q&A

【2021/8/2 現在】

番号	区分	質問等	回答
1	宣言書	「宣言書」は自分で手書きすればよいですか？	記入例を参考にして、市ホームページからダウンロード・印刷した宣言書にチェック項目やアピールしたい取り組みを手書きでご記入下さい。
2	宣言書	「宣言書」に✓できない(取り組んでいない)項目がありますが、宣言店になれますか？	「宣言書」中の項目は、全て重要な感染予防の取り組みとして記載しています。全ての項目が✓されないと宣言店になれませんので、ご注意下さい。
3	宣言書	「宣言書」の全ての項目に✓が必要なら、最初から✓した用紙を作成すればよいのでは？	事業者様に自店の取り組みを再度ご確認くださいとの観点から、直接、手書きいただく仕組みにしております。お手数をおかけしますが、趣旨をご理解いただき、各項目について再点検いただきますよう、お願いいたします。
4	宣言書	業務の形態上、「宣言書」の項目に該当しないものが含まれていますが、どうすればよいか？	「宣言書」の項目は、主に店内で食事を提供する飲食店を想定して作成したものです。飲食店営業許可を取得された業態によっては、項目自体が当てはまらない場合も考えられます。 そのような場合には、当該項目は空欄のまま構いません。「届出書」をメールでご提出いただく際に、その旨をメール本文中にご記入下さい。ご提出いただく「届出書」についても、該当の項目(業態により当てはまらない項目)は同様に空欄で構いません。 【例】「キッチンカー(移動販売車)で調理加工した料理を販売しており、「店内の換気」が該当しない。」など。
5	宣言書	「宣言書」中の「アピールしたい取り組み」を変更等する場合は、どうすればよいか？	「宣言書」をダウンロードし、再度作成したものを、店舗に掲示して下さい。変更後の「宣言書」を松江市に提出する必要はありません。 一度、提出した「届出書」の内容を変更する必要がある場合は、変更した「届出書」を作成し、メールでご提出ください。 (提出先メールアドレス: ganbaru-sengen@city.matsue.lg.jp)
6	届出書	「届出書」は郵送やFAXで提出できますか？	原則、メールでご提出いただくこととしています。 「届出書」はメールで指定のアドレス(提出先メールアドレス: ganbaru-sengen@city.matsue.lg.jp)へ送信して下さい。

番号	区分	質問等	回答
7	届出書	「届出書」に✓できない(取り組んでいない)項目がありますが、宣言店になれますか？	「届出書」中の項目のうち「必須」と記してある項目は、重要な感染予防の取り組みとして記載したものです。「必須」の項目が全て✓されないと宣言店になれませんので、ご注意ください。
8	届出書	「宣言書」を記入して店舗に掲示しましたが、「届出書」は必ず提出する必要がありますか？	宣言店について把握するため、「届出書」の提出をお願いしているものです。「宣言書」を掲示される場合には、必ず「届出書」をメールでご提出下さい。(提出先メールアドレス:ganbaru-sengen@city.matsue.lg.jp) 「届出書」が提出されないと宣言店になれませんので、ご注意ください。
9	届出書	「届出書」を提出すると、どうなりますか？	「届出書」に記載の内容をもとに、施設名を宣言店として市のホームページに掲載します。 市ホームページへの掲載を希望されない場合は、その旨を、届出書を提出いただく際、メール本文にご記入下さい。
10	届出書	業務の形態上、「届出書」中の必須の項目に該当しないものが含まれていますが、どうすればよいか？	「届出書」の項目は、主に店内で食事を提供する飲食店を想定して作成したものです。飲食店営業許可を取得された業態によっては、項目自体が当てはまらない場合も考えられます。 そのような場合には、当該項目は空欄のまま構いません。「届出書」をメールでご提出いただく際に、その旨をメール本文中にご記入下さい。「宣言書」についても、業態により当てはまらない項目は同様に空欄で構いません。 【例】「キッチンカー(移動販売車)で調理加工した料理を販売しており、「店内の換気」が該当しない。」など。
11	届出書	市内に複数の店舗があるので、複数店舗分を一枚の届出書にまとめて記入してよいか？	「宣言書」及び「届出書」は店舗毎にご作成下さい。各店舗別に作成した届出書を、一つのメールに(複数の届出書を)添付してお送りいただくことは問題ありません。
12	届出書	届出書の内容を変更等する場合は、どうすればよいか？	“住所が変わった”など、一度、提出した「届出書」の内容を変更する必要がある場合は、再度、「届出書」を作成し、メールでご提出ください。 また、何等かのご事情により、宣言を取り下げるなどの場合は、その旨をメールでお知らせください。 (提出先メールアドレス:ganbaru-sengen@city.matsue.lg.jp)

番号	区分	質問等	回答
13	その他	パソコンやプリンタを持っていない場合はどうすればよいか？	原則、各店で書類をダウンロードしていただき、宣言書を店舗に掲示し、届出書は電子メールで指定のアドレス(提出先メールアドレス:ganbaru-sengen@city.matsue.lg.jp)へ提出いただくこととしております。恐れ入りますが、パソコン機器やインターネットが利用できる環境において、お手続きいただけますよう、お願いいたします。 どうしても難しい場合は、松江市健康政策課(TEL:55-5249)までお問合せ下さい。
14	その他	「感染予防がんばる宣言」が掲示されている店舗(宣言店)は、松江市が店舗が行う感染予防策を保証しており、安心できるということか？	「感染予防がんばる宣言」は、各店舗が自主的に取り組まれている感染予防策を「見える化」することで、市民・消費者の皆さまの安心感の醸成や外出へ向けた雰囲気づくりを目指すための仕組みです。 松江市が宣言店の感染予防策について、保証、認証、承認等するものではありません。
15	その他	「宣言書」や「届出書」の項目について、実施状況の現地確認や検査を行うことはありますか？	松江市が宣言店の感染予防策について、保証、認証、承認等するものではないため、原則として、実施状況の現地確認や検査は行いませんが、宣言と実態が異なるなどの状況があると、利用者の不安や不信感につながるため、宣言された感染予防の取り組みを継続されますよう、ご留意下さい。
16	その他	「感染予防がんばる宣言」はいつまで継続すればよいですか？有効期限等がありますか？	宣言に有効期限等は設けていませんが、新型コロナウイルス感染症が収束するなど、松江市が当事業を終了すると判断した際に、事前の予告なく終了することがありますので、予めご承知おき下さい。